

通学区域を変更した場合のスケジュール（案）

平成 30 年（2018 年）11 月

再編成委員会の答申を受け、教育委員会等へ説明

【市教育委員会関係】

平成 31 年（2019 年）1 月

保護者等を対象とした説明会の実施

【市教育委員会関係】

変更区域（田村 4 丁目 8～37 番、6 丁目 9～26 番、8 丁目 4～7 番、23～25 番、9 丁目）にお住いの、平成 31 年 4 月相模小学校新入学予定者に通知

【市教育委員会 ⇒ 該当の保護者】

内容：「上記変更区域の指定校は、今後、神田小学校に変更する予定。

教育的配慮 現在、指定校は相模小学校であるが、あらかじめ手続きすることにより、神田小学校に入学することができる。

なお、相模小学校に入学し、学区変更の規則改正後に神田小学校へ転校することもできる。」

市外から、変更区域に転入する方にお知らせ

【市教育委員会 ⇒ 該当の保護者】

内容：「上記変更区域の指定校は、今後、神田小学校に変更する予定。

教育的配慮 現在、指定校は相模小学校であるが、あらかじめ手続きすることにより、神田小学校に転入学することができる。

なお、相模小学校に転入学し、学区変更の規則改正後に神田小学校へ転校することもできる。」

規則改正（案）について、教育委員会へ付議

【市教育委員会関係】

規則改正

【市教育委員会関係】

変更区域（田村 4 丁目 8～37 番、6 丁目 9～26 番、8 丁目 4～7 番、23～25 番、9 丁目）の指定校を相模小学校から神田小学校に変更

変更区域にお住いの相模小学校在校生に通知

【市教育委員会 ⇒ 該当の保護者】

内容：「**教育的配慮** 手続きすることにより、卒業まで相模小学校、（新）相模小学校へ通い続けることができる。」

変更区域にお住いの神田小学校新入学予定者のうち、兄または姉が既に相模小学校に通学している方に通知

【市教育委員会 ⇒ 該当の保護者】

内容：「**教育的配慮** 手続きすることにより、相模小学校、（新）相模小学校に入学し、卒業まで通い続けることができる。

なお、兄または姉とは別に、神田小学校へ入学することもできる。」